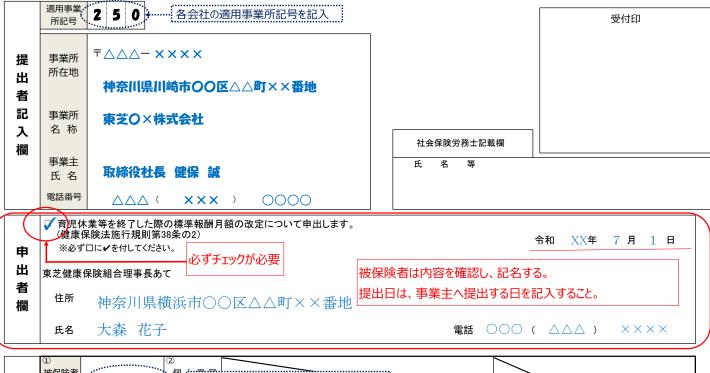
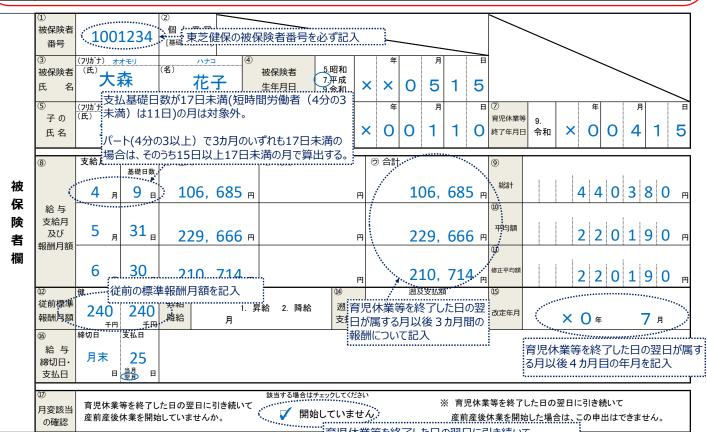
T017 育休改定 ] (実線枠) →被保険者(本人)記入注意事項

## 育児休業等終了時報酬月額変更届 健康保険

健保使用欄 常務理事 事務長 主務者 担当者 グループ長

**介和** X0 年 7 月 3 日提出





育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて 産前産後休業を開始していなければ、チェックをする。

○ 育児休業等終了時報酬月額変更届とは

※育児休業等が終了した日の翌日に引き続いて 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関す 産前産後休業を開始した場合、当該申出は不可。 育児休業に準ずる休業)終了日に3歳未満の子を養育している被保険者いいいにいるいいにいまいます。

育児休業及び 児休業終了日

の翌日が属する月以後3カ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4カ月目の標準報酬月額から改定することができます。 ただし、育児休業等を終了した日の翌日に引き続いて産前産後休業を開始した場合は、この申出はできません。